

## 第2章

# 精神的・身体的被害の 回復・防止への取組

- 
- 1 保健医療サービス及び福祉サービスの提供（基本法第14条関係） ……20
  - 2 安全の確保（基本法第15条関係） ……35
  - 3 保護、捜査、公判等の過程における配慮等（基本法第19条関係） ……46
-

# 精神的・身体的被害の回復・防止への取組

## 1 保健医療サービス及び福祉サービスの提供（基本法第14条関係）

### (1) 「PTSD対策専門研修」の内容の充実等 【施策番号38】

厚生労働省においては、医師、看護師、保健師、精神保健福祉士等を対象に、PTSD（心的外傷後ストレス障害）に関する専門的知識・技能を習得させる「PTSD対策専門研修」を実施し、医療機関、精神保健福祉センター、保健所等における地域住民等に対する相談支援の充実を図っている。

同研修においては、犯罪被害者等の心のケアに関する「犯罪・性犯罪被害者コース」を設けており、令和3年度は333人が受講した。

### (2) PTSD等の治療に対応できる医療機関に関する情報提供 【施策番号39】

厚生労働省においては、平成19年4月から、医療機関に対し、医療機能に関する一定の情報について都道府県への報告を義務付け、都道府県が、医療機関の診療科目、医師や看護師の数等の基本的な情報、提供する医療の内容に関する情報及び医療連携や医療安全に関する情報を比較できるように整理し、ウェブサイト等において住民が利用しやすい形で公表する医療機能情報提供制度を運用している。同制度の報告事項にはPTSD治療の可否も含まれており、厚生労働省においては、政府広報やウェブサイト（[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryuu/iryuu/teikyouseido/index.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/iryuu/teikyouseido/index.html)）を活用し、同制度の周知に努めている。

### (3) 医療現場における自立支援医療制度の周知 【施策番号40】

厚生労働省においては、「犯罪被害者等のPTSD治療に係る自立支援医療（精神通院医療）の利用について（周知依頼）」（平成28年4月28日付け厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課長通知）により、各都道府県・指定都市障害保健福祉主管部（局）長に対し、保険診療によるPTSD治療が自立支援医療（精神通院医療）の対象となることについて周知を依頼した。

### (4) 犯罪被害者等への適切な対応に資する医学教育の推進 【施策番号41】

文部科学省においては、医学生が卒業までに身に付けておくべき実践的診療能力を学修目標として提示した「医学教育モデル・コア・カリキュラム」（[https://www.mext.go.jp/component/b\\_menu/shingi/toushin/\\_icsFiles/afieldfile/2017/06/28/1383961\\_01.pdf](https://www.mext.go.jp/component/b_menu/shingi/toushin/_icsFiles/afieldfile/2017/06/28/1383961_01.pdf)）を策定し、PTSDについては、医学生が複眼的に学修できるよう、不安障害群や心的外傷及びストレス関連障害群として整理するとともに、全国医学部長病院長会議の総会をはじめとする医学部関係者が参加する各種会議において、同カリキュラム及び第4次基本計画の内容を紹介し、各大学におけるPTSD等の精神的被害に関する教育の充実に向けた取組を要請している。

また、厚生労働省においては、医学部卒業後の医師臨床研修の到達目標、方略及び評価において、精神科を必修分野として位置付け、精神疾患に関する研修医の理解の促進を図っている。

### (5) 犯罪被害者等支援業務に関する精神保健福祉センターの職員の理解促進

#### 【施策番号42】

精神保健福祉センターにおいては、心のケアが必要な犯罪被害者等に対し、精神保健に関する相談支援を行っている。厚生労働省においては、平成20年度に「犯罪被害者の精神健康の状況とその回復に関する研究」において取りまとめられた、「犯罪被害者等支援のための地域精神保健福祉活動の手引」([http://victims-mental.umin.jp/pdf/shiryo\\_tebikizenbun.pdf](http://victims-mental.umin.jp/pdf/shiryo_tebikizenbun.pdf))を同センターに配布し、相談支援の充実を図っている。

### (6) 地域格差のない迅速かつ適切な救急医療の提供

#### 【施策番号43】

厚生労働省においては、ドクターカー・ドクターヘリの普及や、初期救急、二次救急（入院を要する救急）及び三次救急（救命救急）の救急医療体制の体系的な整備を図っている。また、消防庁及び厚生労働省においては、救急業務におけるメディカルコントロール体制<sup>※</sup>の構築及び充実・強化に努めており、令和3年8月現在、全国で47の都道府県メディカルコントロール協議会及び251の地域メディカルコントロール協議会等から成るメディカルコントロール体制が構築されている。

### (7) 救急医療における精神的ケアのための体制の確保

#### 【施策番号44】

厚生労働省においては、救命救急センターに犯罪被害者等が搬送された場合に、救急医療の実施と併せて、精神科医による診療等が速やかに行われるよう、必要に応じて精神科医を適時確保することを各都道府県に要請している。

なお、令和4年4月現在、299か所の施設

が救命救急センターとして指定されている（厚生労働省ウェブサイト：[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000188907\\_00005.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000188907_00005.html)）。

### (8) 自動車事故による重度後遺障害者に対する医療の充実等

#### 【施策番号45】

国土交通省においては、平成13年度以降、自動車事故による重度後遺障害のために在宅介護を受けている者の入院を積極的に受け入れる病院を短期入院協力病院として指定しており、令和3年度には4病院を新たに指定し、全国で合計206病院となった。また、平成25年度以降、障害者支援施設等を短期入所協力施設として指定しており、令和3年度には2施設を新たに指定し、全国で合計138施設となった。

独立行政法人自動車事故対策機構（NASVA）

#### NASVAの被害者支援に関するポスター

**ご存知ですか？**  
NASVA ナスバの被害者支援  
自動車事故でお困りの方へ

独立行政法人自動車事故対策機構（NASVA：ナスバ）では、**自動車事故の被害にあわれた方々**<sup>※</sup>を支援するため、以下の取組みを進めています。是非ご活用ください。

<p><b>在宅介護への支援</b> (介護料の支給等)</p> <p>自動車事故により障害などを被る方に対して介護を要する救急時を乗り越えられた方に介護料を支給し、訪問して介護相談を行うとともに、介護料支給者等の交流会を実施しています。</p>	<p><b>脳損傷の治療と看護を行う</b> NASVA療養施設</p> <p>自動車事故により脳を損傷し重度意識障害が継続する状態にある方を対象に、適切な治療と看護を行う等々のNASVA療養施設（内開）を、全国11カ所で運営しています。</p>
<p><b>交通遺児等への無利子貸付と「友の会」</b></p> <p>中学生卒業までの交通遺児等の方への無利子の生活資金貸付のため、友の会を運営し、もの作り体験、読書のレクリエーション活動等を行っています。</p>	<p><b>NASVA交通事故被害者ホットライン</b></p> <p>NASVA 交通事故被害者ホットライン ☎0570-000738</p> <p>1～3時の受付時間は 03-6453-4002 までお問い合わせください。 お困りごとの内容に応じて、無料でご相談いただけます。 最寄りのナスバ支所等の連絡先もご案内いたします。</p>

**ナスバはあなたに寄り添い、ずっとあなたを支えます。**

NASVA 独立行政法人自動車事故対策機構 ナスバ 国 道 車  
National Agency for Automotive Safety & Victims' Aid

※自動車事故を原因として重度後遺障害を負われた方、介護にあたるご家族、保護者や失った生活の再建の困難な方などの方です。

提供：国土交通省

※ 医師による救急救命士に対する指示及び救急救命士を含む救急隊員に対する指導・助言、救急活動の事後検証、救急救命士への再教育等を通じて、地域における病院前救護の質を保障する体制

## トピックス

自動車損害賠償保障法の改正  
～今後の自動車事故被害者救済対策の在り方～

## 1 経緯

交通事故の発生件数、死者数及び負傷者数はいずれも減少傾向にある一方、重度後遺障害者数は毎年1,700人程度とほぼ横ばいの状況となっており、自動車事故被害者救済対策に継続して取り組むことが重要である。

このため、国土交通省では、自動車事故による重度後遺障害者を対象とした介護料の支給、療護施設の設置・運営、病院や障害者支援施設等への支援、交通遺児を対象とした支援等、多岐にわたる施策に取り組んできたところである。しかし、昨今の医療・介護技術の進歩、社会保障制度の変化、介護者の高齢化等、自動車事故被害者救済対策を取り巻く情勢は変化してきている。

こうした状況を踏まえ、令和2年8月から有識者や被害者・遺族団体等を委員とした「今後の自動車事故被害者救済対策のあり方に関する検討会」を開催し、検討会での議論を経て、3年7月、報告書が取りまとめられた。

報告書では、今後、国土交通省が自動車事故被害者救済対策として取り組むべき施策を4つの柱ごとに取りまとめた。

## 今後の自動車事故被害者救済対策のあり方に関する検討会 報告書（概要）

## 療護施設の充実

関東地方の療護施設で生じている待機患者の解消を図るべき

療護センターの老朽化対策を講じるべき

療護施設全体における空床の発生状況を踏まえた療護施設のあり方を整理するべき

関東地方への小規模委託病床の拡充

真に必要な機能確保に努めるほか、最も経済的かつ効率的な方法による老朽化対策を実施

療護施設全体の体制を維持するとともに、提供する「サービスの充実」に重きを置く方向

## リハビリの機会確保等

脊髄損傷者が回復期の後、中長期間入院し、リハビリを受けられる病院の確保を進めるべき

維持期・慢性期において十分なリハビリテーションを受けられる場が少ない

高次脳機能障害者の自立訓練を支援して社会復帰を促進すべき

利用者が必要としている医療行為等への対応が可能な施設が限定的であることを踏まえた短期入所の利用促進策を検討すべき

脊髄を損傷し、重度後遺障害を負った方を中長期間受け入れる病院を選定・支援

リハビリに意欲的に取り組む協力病院を選定し、重点的に支援するとともに、情報提供を強化

高次脳機能障害に対する十分な理解・知見を有し、自立訓練を提供している先駆的な事業者を試行的に支援し、効果的な支援策を検討

重度後遺障害者の利用実績の多い施設を個別に調査・分析した上で、利用促進策を検討

## 介護者なき後への備え

介護者の高齢化等を踏まえ、「生活の場」の確保をさらに進めるべき

介護者なき後に至る前段階から地域で支えるネットワークの構築を支えるべき

グループホーム等における厳しい人手不足の状況等を踏まえ、これまで以上に充実した支援策を講じることにより、自動車事故被害者の受入拡大に資する施策を検討

ニーズに応じた相談先の紹介等につなげられるよう自治体等とのつながり強化を検討

## 事故直後の支援

事故被害者等の精神的ケアを図るとともに、情報提供の充実を図るべき

事故被害者等を対象とした精神的ケアや情報提供の充実を図ることを検討

本報告書においては、今後の自動車事故被害者救済対策の更なる充実の方向性が示されるとともに、自動車事故対策勘定によって自動車事故被害者救済対策を実施するという現行スキームの確立

以降の状況変化を踏まえ、自動車事故被害者救済対策を将来にわたって安定的かつ継続的に実施するための方策に関する検討を進めることが適当であるとされた。

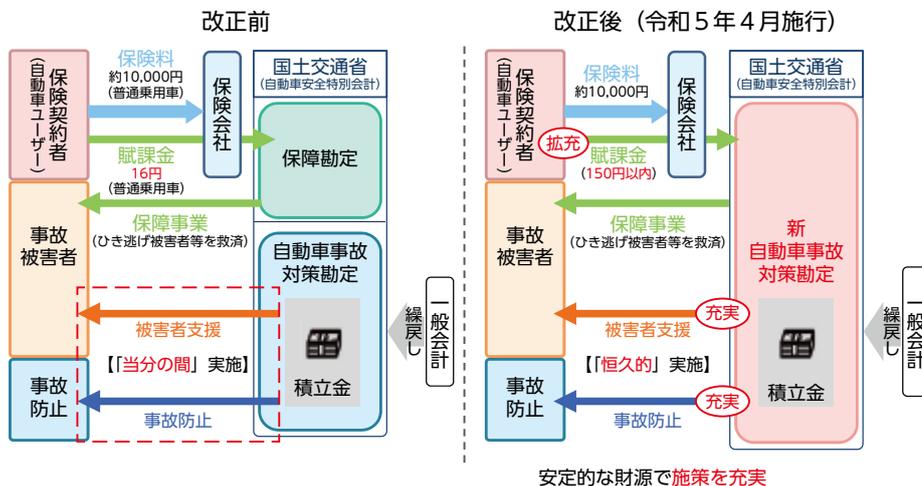
そこで、国土交通省では、3年8月より、事故被害者や遺族団体、自動車ユーザー団体、学識経験者で構成される「今後の自動車事故対策勘定のあり方に関する検討会」を開催し、計6回の議論を重ねて4年1月に中間とりまとめを公表した。この中で、有限の積立金を基に、「当分の間」の暫定的な位置付けで行われていた被害者支援や事故防止事業につき、「安定的な財源を確保し、持続可能な仕組みへの転換を図るための措置を講じることが適当」とされた。

### 今後の自動車事故対策勘定のあり方に関する検討会 中間とりまとめ（概要）



## 2 法改正の概要

中間とりまとめを踏まえ、令和4年6月に自動車損害賠償保障法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律が成立した（5年4月施行予定）。国土交通省は、今般の改正により、自賠責保険料と合わせて納付される「自動車事故対策事業賦課金」を財源に、事故被害者支援等を「被害者保護増進等事業」として恒久化するとともに、支援の更なる充実を図ることとしている。



V A [ナスバ] : <https://www.nasva.go.jp/>)  
 においては、全国11か所（療護センター4か所、療護施設機能一部委託病床6か所、一貫症例研究型委託病床1か所）の療護施設において、自動車事故による遷延性意識障害者に対する高度な治療及び手厚い看護を実施するとともに、訪問支援の実施、被害者やその家族との交流会の開催、各種被害者団体との意見交換会への参加等を通じて、被害者やその家族の実情、要望等の把握に努めている。

(9) 高次脳機能障害者への支援の充実

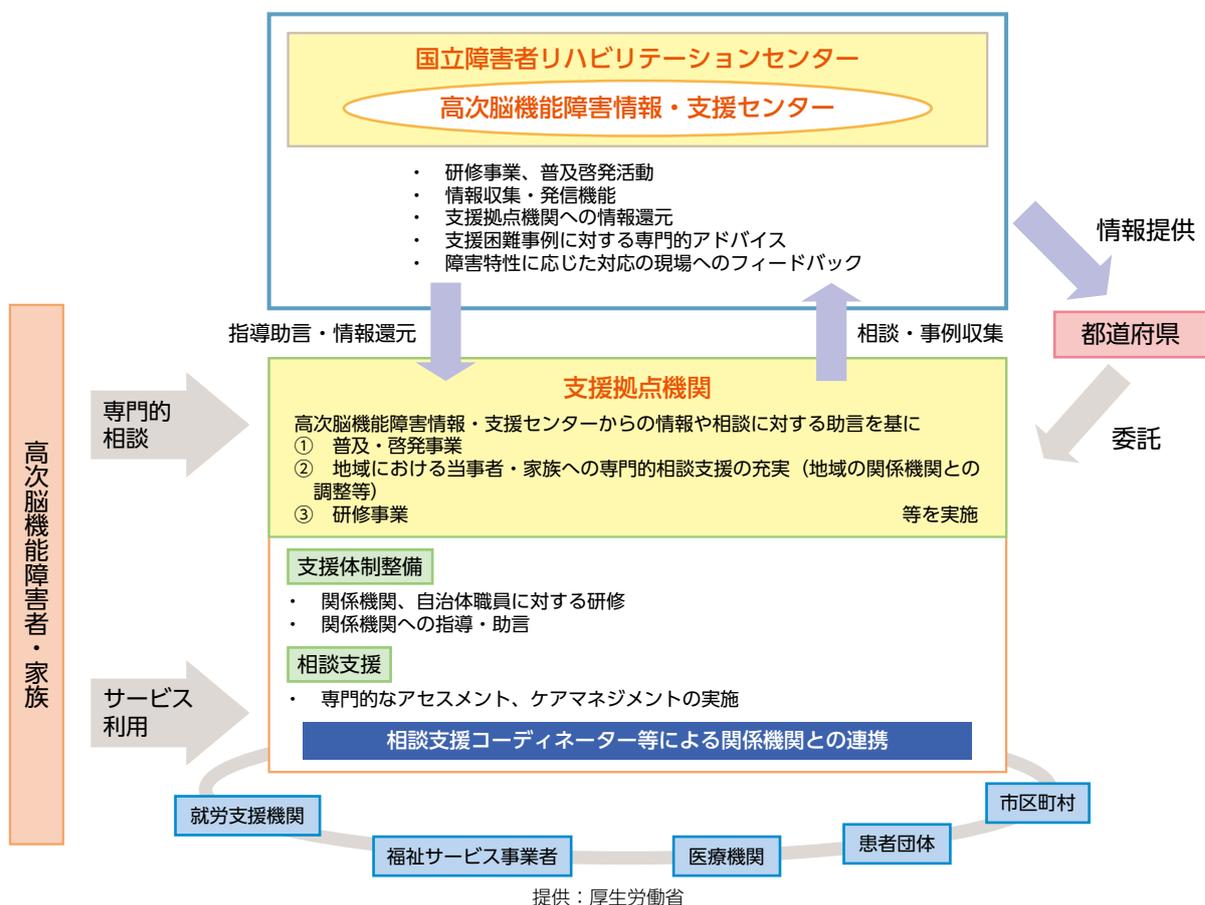
【施策番号46】

厚生労働省においては、各都道府県において実施する「高次脳機能障害及びその関連障害に対する支援普及事業」を支援しており、同事業では、高次脳機能障害者に対する支援を行うための支援拠点機関の設置、相談支援コーディネーターによる専門的な相談支援、

関係機関との地域ネットワークの構築、高次脳機能障害の支援手法等に関する研修等を行っている。

また、平成23年10月、国立障害者リハビリテーションセンター内に高次脳機能障害情報・支援センターを設置し、高次脳機能障害に関する最新の支援情報をはじめとする様々な情報を集約し、高次脳機能障害者やその家族、支援関係者等に役立つ情報をウェブサイトで発信する体制を整備するなど、情報提供機能の強化を図っている。特に、専用ウェブサイト ([http://www.rehab.go.jp/brain\\_fukyu/](http://www.rehab.go.jp/brain_fukyu/)) において、高次脳機能障害者が、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づくサービスの対象である旨や、疾患や年齢に応じた制度の概要等を周知している。

高次脳機能障害及びその関連障害に対する支援普及事業



## (10) 子供の被害者等に対応できる思春期精神保健の専門家の養成

### 【施策番号47】

厚生労働省においては、不登校、ひきこもり、家庭内暴力等の児童思春期における精神保健に関する様々な問題に対応できる人材を確保するため、医療従事者やひきこもり支援従事者等を対象に「思春期精神保健研修」を実施し、精神保健福祉センター、保健所、ひきこもり地域支援センター等における地域住民等に対する相談支援の充実を図っている。

令和3年度は、医療従事者専門研修を363人、ひきこもり対策研修を471人が、それぞれ受講した。

## (11) 被害少年等のための治療等の専門家の養成、体制整備及び施設の増強に資する施策の実施

### 【施策番号48】

厚生労働省においては、虐待を受けた子供の児童養護施設等への入所が増加していることを受け、平成23年度に心理療法担当職員及び個別対応職員の児童養護施設等への配置を義務化するなど、適切な支援体制を確保している。令和4年度予算では、児童養護施設等における児童相談所OB等の雇上げや、児童養護施設等職員の相談支援を実施するための経費を盛り込んでいる。

また、児童相談所においては、円滑な業務遂行のため、児童福祉司（指導及び教育を行う児童福祉司スーパーバイザーを含む）、相談員、精神科若しくは小児科を専門とする医師又は保健師、児童心理司、心理療法担当職員、弁護士等を配置するとともに、子供への相談援助活動を行うに当たって専門的・医学的な判断や治療を必要とする場合には、医療機関の受診に関する支援を行うこととしている。

3年4月1日現在、全国の計225の児童相談所には、5,168人の児童福祉司、750人の医師、190人の保健師及び2,071人の児童心理司が配置されている。

## 児童相談所の設置状況・職員配置状況 (各年4月1日現在)

年次	児童相談所数	児童福祉司数	児童心理司数
平成24年	207	2,670	1,193
平成25年	207	2,771	1,237
平成26年	207	2,829	1,261
平成27年	208	2,934	1,293
平成28年	209	3,030	1,329
平成29年	210	3,235	1,355
平成30年	210	3,426	1,447
平成31年	215	3,817	1,570
令和2年	219	4,553	1,800
令和3年	225	5,168	2,071

提供：厚生労働省

## (12) 里親制度の充実

### 【施策番号49】

厚生労働省においては、虐待を受けたなどの事情により代替養育を必要とする子供について、平成28年5月に成立し、29年4月に全面施行された児童福祉法等の一部を改正する法律で定められた家庭養育優先原則に基づき、里親やファミリーホームへの委託の推進を図っており、里親のリクルート及びアセスメントから研修、マッチング及び養育支援に至るまで、里親養育を一貫して支援する体制を整備する地方公共団体に対して支援を行う里親養育包括支援（フォスタリング）事業を実施している。令和4年度予算では、「里親委託・施設地域分散化等加速化プラン」に基づく補助率のかさ上げや、里親委託に意欲的に取り組む地方公共団体が行う先駆的な取組の支援等を引き続き実施するとともに、新規の里親家庭に経験豊富な里親を派遣して養育支援するための経費を盛り込んでいる。

## (13) 児童虐待への夜間・休日対応の充実等

### 【施策番号50】

ア 厚生労働省においては、児童相談所が夜間・休日を問わずいつでも相談に応じられる体制を整備するための予算補助を行って

おり、令和4年4月現在、全ての児童相談所（76地方公共団体・228か所）において、24時間・365日対応可能な体制が確保されている。

**【施策番号51】**

イ 厚生労働省においては、児童相談所では対応困難な医学的判断・治療が必要となるケースに迅速・適切に対応するため、都道府県が地域の医療機関を協力医療機関として指定し、個々のケースに応じた心身の治療の必要性等について児童相談所が医学的見地から専門的・技術的な助言を受ける取組に対し、予算補助を行っている。

**(14) 被害少年等の保護に関する学校及び児童相談所等の連携の充実**

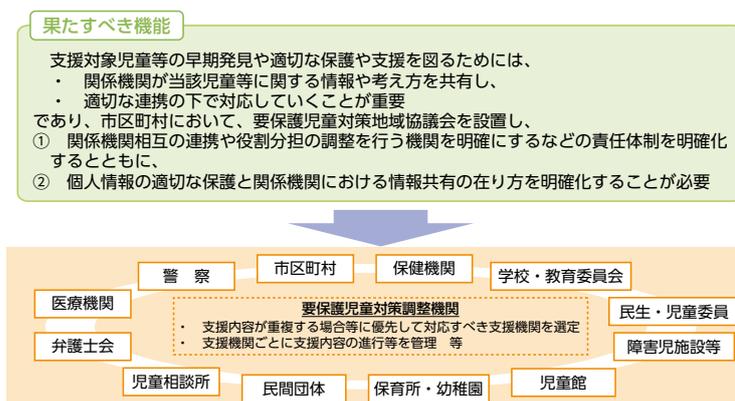
**【施策番号52】**

地方公共団体が設置する要保護児童対策地域協議会においては、虐待を受けている子供等の早期発見や適切な保護を図るため、児童相談所、学校・教育委員会、警察等の関係機

関が、要保護児童やその保護者等（以下「支援対象児童等」という。）に関する情報共有や支援内容の協議を行うこととしており、その結果を踏まえ、関係機関が適切な連携を図り対応している。同協議会は、平成31年4月現在、99.8%の市区町村で設置されている。

また、令和元年6月に成立した児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律により、同協議会から情報提供等の求めを受けた関係機関等は、これに応ずるよう努めなければならないこととされたほか、虐待を受けた子供が住所等を移転する場合には、移転前の住所等を管轄する児童相談所長は、移転先の住所等を管轄する児童相談所長に速やかに情報提供を行うとともに、情報提供を受けた児童相談所長は、同協議会が速やかに情報共有を行うことができるようにするための措置を講ずることとされた。

**要保護児童対策地域協議会**



		平成29年度	平成30年度	令和元年度
設置している市区町村数（※）		1,735（99.7%）	1,736（99.7%）	1,738（99.8%）
登録ケース数（うち児童虐待）		260,018（101,807）	238,642（108,041）	263,430（122,569）
調整機関職員数	① 児童福祉司と同様の専門資格を有する職員	1,944	1,986	2,113
	② その他専門資格を有する職員	3,564	3,949	3,909
	③ ①②以外の職員（事務職等）	2,727	2,215	1,945
	④ 合計	8,235	8,150	7,967

※各年度4月1日時点（設置している市区町村数、登録ケース数）  
【出典】厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課調べ

提供：厚生労働省

(15) 被害少年等に対する学校における教育相談体制の充実等

【施策番号53】

ア 文部科学省においては、犯罪被害者等を含む児童生徒の相談等に適切に対応できるよう、学校における教育相談体制の充実に取り組んでいる。具体的には、児童生徒の心理に関して専門的な知識・経験を有するスクールカウンセラーの学校等への配置及び緊急支援のための派遣に対し、予算補助を行っている。令和元年度までに、全ての公立小・中学校（約2万7,500校）にスクールカウンセラーを配置することを目標とし、同年度予算では、当該配置に要する経費を措置した。また、福祉の専門的な知識・技能を用いて児童生徒を支援するスクールソーシャルワーカーの教育機関等への配置に対しても、予算補助を行っている。同年度までに、全ての中学校区（約1万中学校区）にスクールソーシャルワーカーを配置することを目標とし、同年度予算では、当該配置に要する経費を措置した。これらの経費については、3年度も引き続き措置しており、配置時間の充実も図っている。

【施策番号54】

イ 教員が犯罪被害者等を含む児童生徒の相談等に適切に対応できるよう、大学の教職課程においては、カウンセリングに関する基礎的な知識を含む教育相談の理論及び方法が必修とされている。また、地方公共団体の教育相談指導者を対象として、犯罪被害者等に関する内容を含む教育相談の研修を実施している。

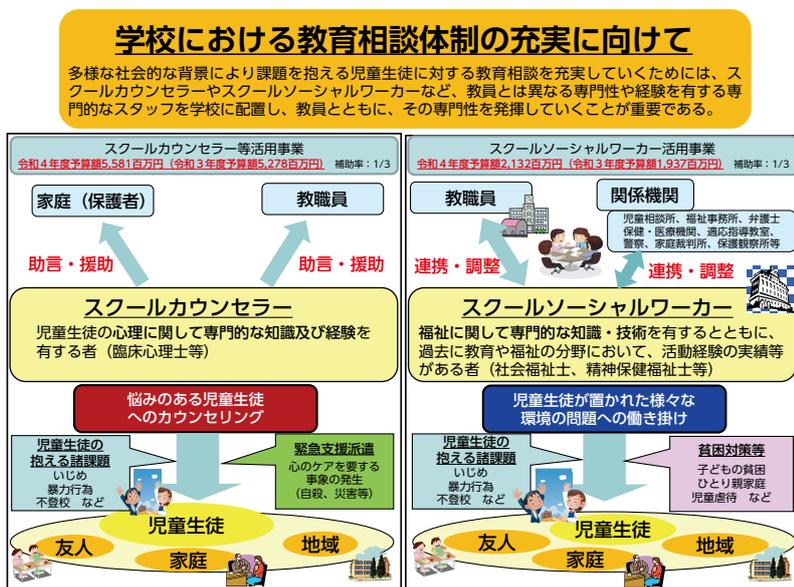
(16) 被害少年の精神的被害を回復するための継続的支援の推進

【施策番号55】

人格形成の途上にある少年が犯罪被害を受けた場合には、その後の健全育成に与える影響が大きいことから、警察においては、被害少年の再被害を防止するとともに、その立ち直りを支援するため、少年補導職員等による指導・助言やカウンセリング等の継続的な支援を行っている。

被害少年の支援については、公認心理師等の資格を有する部内カウンセラーによる支援体制の充実を図るとともに、臨床心理学、精神医学等の高度な知識・技能を有する部外の専門家を被害少年カウンセリングアドバイザー

スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの活動概要



提供：文部科学省

## トピックス

## 少年サポートセンターにおける被害少年への支援と多機関連携

福岡県警察本部少年課 課長補佐  
警察庁指定広域技能指導官  
安永 智美

## 1 はじめに

少年サポートセンターで関わる非行少年が非行に走る背景には、家族等による虐待や不適切な養育、性被害等、子供の健全育成を阻害する劣悪な環境や自身の心身への傷つき体験がある。子供達は、他者を傷つけたり、逸脱行為に走ったりする前に、自らが被害者として追い込まれている。まさに「困ったことをする子は、困っている子」であり、非行少年は逆境体験を生き抜かなければならない「不幸少年」とでもいえる存在だと感じる。

私たち支援者は、様々な理由により口を固く閉ざしているこうした子供達が真に心を開くまで、拒否や悪態という少年特有の「試し行動」に動じずに覚悟を持って向き合い、子供達が多層的・多面的に抱えている家庭や学校における悩みも含めた諸問題の解決に向け、関係機関が職域を越えて連携して、子供達の支援を適切に行っていく必要がある。

今回私が携わった、性的虐待による被害少年に対する、関係機関が連携した効果的な支援事例について、福岡県の少年サポートセンター（以下本トピックスにおいて「サポセン」という。）の活動・意義等にも触れつつ、紹介することとしたい。

## 2 福岡県のサポセンの活動について

### (1) 法令における規定について

サポセンについては、少年警察活動規則（平成14年国家公安委員会規則第20号）第2条第14号において、「専門的な知識及び技能を必要とし、又は継続的に実施することを要する少年警察活動について中心的な役割を果たすための組織」と規定されており、現在、全国の都道府県警察に設置されている。

また、サポセンにおいては、少年警察活動規則第2条第13号に規定されている、「少年相談、継続補導、被害少年に対する継続的な支援その他の特に専門的な知識及び技能を必要とする少年警察活動」を担う少年補導職員等が中心となり、各種少年警察活動を行っている。

### (2) 福岡県のサポセンの特色について ～関係機関との緊密な連携～

福岡県では、5つのサポセン全てが警察本部や警察署の庁舎外に設置されていることから、子供やその保護者等のみならず、関係機関の職員等が連絡や相談を行いやすくなっており、そうした事実は広く関係機関にも周知されているところである。

また、サポセンの活動を主として担う少年補導職員には、子供の特性を理解し、心情に寄り添う形の支援に必要な専門的知識や技能が求められることから、当県では、社会福祉士、公認心理師、臨床心理士又は教員免許のいずれかの資格を有する者を採用している。サポセンに、警察の知識等のみならず、教育、福祉等の観点を備えた職員がいることで、教育や福祉関係の他機関と警察が、双方の特質等の「違い」を理解した上で連携することが可能となっており、関係機関との連携は非常に緊密に行えている。

なお、当県のサポセンの活動主眼は、以下のとおりとなっている。

- カウンセリングマインド「話を聴くプロ・共感的傾聴」

- 福祉的ケースワーク「他職種と連携したケアと問題解決」
- アウトリーチ型の相談・支援活動「待つ姿勢から攻めの姿勢で動く」
- 予防教育は、被害及び加害を未然に防ぐ「先制活動」

### (3) 福岡県におけるサポセンを中心とした多機関連携の具体的状況について

#### ア 警察、児童相談所及び教育委員会の3機関連携の取組の概要

県内5か所のサポセンのうち4か所は、児童相談所（以下本トピックスにおいて「児相」という。）と同一施設に設置され、そのうち2か所は教育委員会の出先機関も設置されている。

このうち、北九州市では、警察機関（サポセン）と福祉機関（児相・子ども総合センター）、教育機関（教育委員会・少年サポートチーム）が同一フロアに設置され、相互に人事交流も図られている。

この3機関の構成メンバーは以下のとおりとなっている。

- 警察機関（サポセン：警察官、少年補導職員、派遣教育委員会職員（教員出身者））
- 福祉機関（児相・子ども総合相談センター：児相職員、教員、校長OB、派遣警察官（警部）、警察官OB）
- 教育機関（少年サポートチーム：警察官OB、校長OB）

#### イ 北九州市のサポセンの取組

北九州市のサポセンはアのとおり、関係機関がワンフロアに設置されているが、そのことにより、互いの顔が見えやすく、それぞれの機関の専門性や得意・苦手とする分野の把握が容易で、緊密な機関間連携に不可欠である、深い相互理解が可能であり、子供を守り、そして救うために、それぞれが持つ機能（強み）を即時かつ有機的に連動して発動させることが可能である。

また、関係機関の実務者同士の情報交換を日常的に行うことができることから、1か所に情報が入ると、ほぼ同時に3機関が当該情報を取得することができ、即日の情報共有が可能である。この情報共有は関係機関相互の連携のゴールではなく第一歩であり、共有した情報をその後どのように生かし、関係機関が連携した被害児童の安全確保やその後の支援につなげていくかということこそが重要である。北九州市においては、関係機関相互の連携が実現できていることから、情報の共有があった後に、すぐに関係機関が連携した行動に移ることが可能である。

## 3 被害（性的虐待）を受けた子供に対する支援事例の紹介

私が実施した非行防止教室に参加していたA子（当時小学校5年生）が、同教室の感想文に、「私ね、幽体離脱できるんだよ」と、記載していたことから、同人と面接を行った結果、実父による性的虐待の被害を打ち明けてくれた。A子は、その後、「パパに髪を触られたら体から逃げ出して、パパ（との性交）が終わるまで好きなアニメの歌を歌っていた」と話してくれた。

このA子が語った「幽体離脱」とは、性的虐待等を受けた子供に見られる症状の一つである「解離症状」（心と体を切り離して自分の精神を守ろうとする防衛本能）だと思料された。

A子が、最初に性的虐待を受けたのは5歳の時で、幼いA子には自分の身に起きている行為の意味が当然分かるはずもなく、父親が言った「将来、A子が素敵な大人なるための勉強だよ」との言葉を信じていたが、小学校5年生の時に小学校で受けた性教育の授業で「父親の話は事実と違うのだ」と気が付いた。しかし、「ママが悲しむ顔が浮かんだ」と、その後もずっと誰にも話せず、父親に抗うこともできないまま長期間にわたって性的虐待を受け続けた。周囲の大人に対して自ら救いを求めることができないA子にとって、性的虐待を生き抜く「術」が「幽体離脱（解離）」であった。

この性的虐待を認知した後、私は、管轄警察署と連携を図り、速やかに、サポセンに派遣されて

いる教員、ワンフロアに設置されている児相と情報を共有し、児相の児童虐待担当者とA子に対する共同面接を行い、結果的にA子は児相により一時保護された。このようにサポセン、児相及び学校の3機関による迅速な情報共有、その後の関係機関が連携した行動により、A子の早期の安全確保が可能となった。

また、A子については、性的虐待によって受けた心身のケアが必要な状況であったことから、医療機関も含めた関係機関が相互に緊密に連携して、それぞれの機能を発揮しながら、A子の立ち直りまで途切れない被害者支援活動を行った。

なお、父親については、捜査の末に事件化されたが、当初A子は、いざ父親が検挙される状況になると、被害の内容について「話さない」ではなく「話せない」状態となった。子供の場合、加害者が「知っている人」であるほど「話せない」くなる傾向がある。本職はA子との面接において、「(被害に遭ったのは) あなたが悪いのではない」、「あなたの話を信じるよ」、「あなたを苦しめていることから全力で守るよ」などと、粘り強くA子を勇気付けた結果、最終的に被害の全容について話すことができるようになり、父親の検挙に至った。

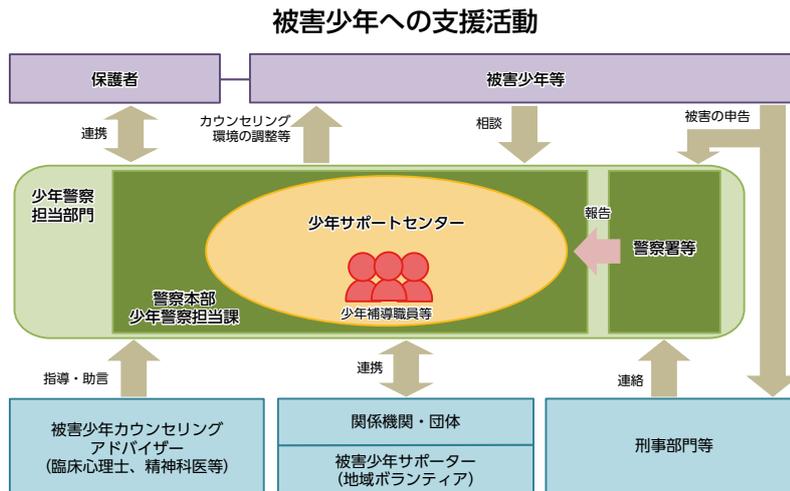
#### 4 おわりに

「魂の殺人」と呼ばれる性的虐待を含む性暴力の被害に遭った子供達が思春期を迎えて、自分がされた行為の意味を知り、深く傷つき、自尊心を奪われ、自他を大切にできない状況に追い込まれることがある。

その結果、「心の苦しみを薄めるためだった」などとシンナーや覚醒剤等の薬物に依存した子供や、「もっと自分を汚したかった」と不特定多数の異性との安易な性行為や売春等の性の逸脱行為を繰り返す子供もおり、被害男児の中には、被害の経験から異性に対して同意のない性行為の強要等の性加害に走る者もいた。

私たちの身近には、今回紹介したA子のように「助けて」と、言葉にできないまま、気付いてくれる大人を待っている子供が必ずいる。性的虐待等の性暴力から子供を守り、救うためには、関係機関間の「連携・つながり」こそが重要であることを広く知っていただきたいと思う。





ザーとして委嘱し、その指導・助言を受けながら適切に支援を行っている。

令和3年中、児童ポルノ事犯の検挙を通じて新たに特定された被害児童の数は1,458人であり、このうち20.6%は抵抗する手段を持たない小学生以下の低年齢児童であるほか、SNSの利用に起因して児童買春等の被害に遭った児童の数が1,812人に上るなど、子供の性被害をめぐる情勢は依然として厳しい状況にある。警察においては、このような情勢を踏まえ、「子供の性被害防止プラン（児童の性的搾取等に係る対策の基本計画）2022」（令和4年5月20日犯罪対策閣僚会議決定）に基づき、関係府省庁と連携し、被害児童の迅速な保護及び適切な支援に向けた取組を推進している。

#### (17) 警察における性犯罪被害者に対するカウンセリングの充実

##### 【施策番号56】

警察においては、令和4年4月現在、46都道府県警察で計177人（うち公認心理師又は臨床心理士の資格を有する職員132人）の部内カウンセラーを配置するとともに、全ての都道府県警察においてカウンセリング費用の公費負担制度を運用している（P10【施策番号15】参照）。

#### 警察におけるカウンセリングの様子（模擬）



#### (18) 性犯罪被害者等に対する緊急避妊に関する情報提供

##### 【施策番号57】

厚生労働省においては、性犯罪被害者その他の緊急避妊を必要とする者が、緊急避妊薬の使用目的や使用方法等を含め、緊急避妊の方法等に関する情報を得られるよう、保健所や性と健康の相談センター（令和4年度に女性健康支援センターから名称変更）等を通じて情報提供を行っている。

#### (19) 性犯罪被害者への対応における看護師等の活用

##### 【施策番号58】

厚生労働省においては、医師、看護師等が連携し、各々の専門性を発揮して性犯罪・性

## トピックス

## 性犯罪・性暴力被害者のための相談体制の拡充について

性犯罪・性暴力は、重大な人権侵害であり、決して許されるものではありません。

性犯罪や性暴力については、被害者の心身の負担を軽減するため、被害直後から相談を受け、緊急避妊薬の処方、証拠採取等の医療的な支援、心理的支援等を可能な限り一か所で提供することが必要であり、性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターは、地域における被害者支援の中核的な役割を担っています。

ワンストップ支援センターの令和2年度の相談件数は、前年度に比べ、約1.2倍、3年度上期は前年度同期の約1.3倍に増加しており、相談体制の充実は、重要な課題です。

このため、内閣府では、2年10月から、ワンストップ支援センターの全国共通の短縮電話番号「#（シャープ）8891」（はやくワンストップ）を導入しました。「#8891」をダイヤルいただければ、最寄りのワンストップ支援センターにつながります。

また、3年10月からは、性犯罪・性暴力の夜間の相談や緊急対応のため、これまで夜間休日には対応していないワンストップ支援センターの運営時間外に、被害者からの相談を受け付け、ワンストップ支援センターと連携して支援する「性暴力被害者のための夜間休日コールセンター」を設置したところです。

さらに、若年層等が相談しやすくなるよう、チャットで相談できる「性暴力被害者のためのSNS相談Cure time（キュアタイム）」を実施しています。

内閣府では、「被害者ファースト」の理念の下、ワンストップ支援センターの全国ネットワーク化の推進、性犯罪・性暴力被害者支援のための交付金を活用した相談員の処遇改善、ワンストップ支援センターの周知徹底等、ワンストップ支援センターの支援体制の強化に努めているところであり、引き続き、性犯罪・性暴力被害者のための相談体制の一層の充実を進めてまいります。

## 性犯罪・性暴力被害相談体制の拡充

ワンストップ支援センター  
全国共通短縮番号（R2.10/1～）

「#8891」  
（はやくワンストップ）

性暴力被害者のための  
夜間休日コールセンター（R3.10/1～）

性犯罪・性暴力の夜間の相談や緊急対応のため、これまで夜間休日には対応していないワンストップ支援センターの運営時間外に、被害者からの相談を受け付け、ワンストップ支援センターと連携して、支援を実施

性暴力に関するSNS相談  
「キュアタイム」

R2.10/2～



キュアタイム

Q検索

暴力等の被害者への支援に取り組んでいる、実践的な事例を盛り込んだ「チーム医療推進のための基本的な考え方と実践的事例集」を作成し、ウェブサイト（<https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/2r9852000001ehf7.html>）等で周知している。

## (20) ワンストップ支援センターの体制強化

### 【施策番号59】

ア 内閣府においては、ワンストップ支援センターについて、性犯罪・性暴力被害者支援のための交付金により、24時間365日対応化、拠点となる病院の整備促進、コーディネーターの配置・常勤化等の地域連携体制の確立、専門性を高めるなどの人材の育成や運営体制の確保、支援員の適切な処遇等、運営の安定化及び質の向上を図っている。また、ホームページや毎年11月に実施している「女性に対する暴力をなくす運動」により、全国共通短縮番号「#8891（はやくワンストップ）」を周知している。さらに、令和3年10月、性暴力被害者のための夜間休日コールセンターを設置し、性犯罪・性暴力の夜間の相談や緊急対応のため、これまで夜間休日には対応していないワンストップ支援センターの運営時間外に、被害者からの相談を受け付け、ワンストップ支援センターと連携して、支援を実施している。

### 【施策番号60】

イ 警察庁においては、地域における性犯罪・性暴力被害者支援の充実を促進するため、犯罪被害者等施策主管課室長会議や「犯罪被害者等施策情報メールマガジン」等を通じ、ワンストップ支援センターの体制強化や性犯罪・性暴力被害者支援に関する情報を提供している。

### 【施策番号61】

ウ 厚生労働省においては、都道府県等の協力を得て、犯罪被害者支援団体、医師等の医療関係者等からワンストップ支援センターの開設に向けた相談があった場合に

は、協力可能な医療機関の情報を収集し、当該団体等に提供することとしている。

### 【施策番号62】

エ 厚生労働省においては、医療機能情報提供制度（P20【施策番号39】参照）の内容に、医療機関におけるワンストップ支援センターの設置の有無に関する項目を設け、地域住民や患者に対して情報提供を行っている。

### 【施策番号63】

オ 前記施策のほか、関係府省庁において、「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」（令和2年6月11日性犯罪・性暴力対策強化のための関係府省会議決定）に基づき、障害者や男性等を含む様々な性犯罪・性暴力被害者への適切な対応や支援を行うことができるよう、障害者等を対象とした支援事例を把握し、性犯罪・性暴力被害者の支援体制の充実のための施策の検討を進めている（警察庁における取組については、P95【施策番号223】参照）。

## (21) 犯罪被害者等に関する専門的な知識・技能を有する専門職の養成等

### 【施策番号64】

ア 警察庁においては、一般社団法人日本臨床心理士会に働き掛け、犯罪被害者等に関する専門的な知識・技能を有する臨床心理士の養成及び研修の実施を促進するとともに、都道府県臨床心理士会の被害者支援担当者を集めた研修に職員を派遣し、犯罪被害者等施策に関する講義を実施している。

また、犯罪被害者週間（毎年11月25日から12月1日まで）の実施に当たり、一般社団法人日本臨床心理士会、都道府県臨床心理士会及び臨床心理士受験資格に関する指定大学院に啓発イベントの開催案内等を送付し、臨床心理士等の参加を呼び掛けるなどしている（犯罪被害者週間については、P112トピックス「犯罪被害者週間」参照）。

### 【施策番号65】

イ 警察庁においては、公益社団法人日本社

会福祉士会に働き掛け、犯罪被害者等に関する専門的知識・技能を有する社会福祉士の養成及び研修の実施に努めている。

また、厚生労働省と連携し、犯罪被害者週間の実施に当たり、同会、都道府県社会福祉士会、社会福祉学科等を設けている大学、公益社団法人日本看護協会等に啓発イベントの開催を案内し、社会福祉士等の参加を呼び掛けるなどしている。

#### 【施策番号66】

ウ 警察庁においては、一般社団法人日本公認心理師協会及び一般社団法人公認心理師の会に働き掛け、犯罪被害者等に関する専門的知識・技能を有する公認心理師の養成及び研修の実施を促進するとともに、同会が開催する研修会に犯罪被害者等施策に関する資料を提供するなどして、専門職の養成に協力している。

また、文部科学省及び厚生労働省と連携し、犯罪被害者週間の実施に当たり、同協会、同会等に啓発イベントの開催を案内し、公認心理師の参加を呼び掛けるなどしている。

#### 【施策番号67】

エ 警察庁においては、犯罪被害者週間の実施に当たり、犯罪被害者等施策に係る団体に対して、啓発イベントの開催を案内し、犯罪被害者等施策に係る専門職の参加を呼び掛けるなどしている。

### (22) 法科大学院における教育による犯罪被害者等への理解の向上の促進

#### 【施策番号68】

文部科学省においては、各法科大学院が、自らの教育理念に基づき多様で特色のある教育を展開していく中で、犯罪被害者等に対する理解の向上を含め、真に国民の期待と信頼に応え得る法曹の養成に努めるよう、会議等を通じて促している。

各法科大学院においては、犯罪被害者等の実態を把握・分析し、その法的地位、損害回

復の方法、支援における課題等について考察する「被害者学」、「被害者と法」等の授業科目を開設するなどの取組を行っている。

### (23) 犯罪被害者等に対する医療機関の医療機能に関する情報の提供

#### 【施策番号69】

厚生労働省においては、医療機能情報提供制度（P20【施策番号39】参照）を運用し、犯罪被害者等を含む地域住民や患者が医療に関する情報を得て、適切に医療機関を選択できるよう支援している。

### (24) 犯罪被害者等の受診情報等の適正な取扱い

#### 【施策番号70】

ア 個人情報保護委員会及び厚生労働省においては、医療機関等における個人情報の適切な取扱いを確保するため、「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」（平成29年4月14日付け個人情報保護委員会事務局長、厚生労働省医政局長、医薬・生活衛生局長、老健局長通知）を定め、医療機関等に適切な対応を求めている。

また、厚生労働省においては、「診療情報の提供等に関する指針」（平成15年9月12日付け厚生労働省医政局長通知）を定め、医療機関等に適切な対応を求めている。

さらに、医療法に基づき設置されている都道府県等の医療安全支援センターにおいては、患者やその家族から個人情報の取扱いを含めた医療に関する苦情・相談を受けた場合には、当該患者等又は苦情・相談のあった医療機関の管理者に対し、必要に応じて助言を行うこととされている。

加えて、個人情報保護委員会及び厚生労働省においては、医療保険者について、「健康保険組合等における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」（平成29年4月14日付け個人情報保護委員会事務局長、厚生労働省保険局長通知）等の関連ガイドン

スを定め、健康保険組合等に適切な対応を求めている。

### 【施策番号71】

イ 金融庁においては、犯罪被害者等の保険利用に関する情報をはじめとする個人情報

の取扱いに関し、保険会社に問題があると認められる場合には、保険業法等に基づき、保険会社に対する検査・監督において適切な対応を行っている。

## 2 安全の確保（基本法第15条関係）

### (1) 判決確定、保護処分決定後の加害者に関する情報の犯罪被害者等への提供の適正な運用及び拡充の検討

#### 【施策番号72】

検察庁においては、事件の処理結果、公判期日、裁判結果等のほか、希望があるときは不起訴裁定の主文、不起訴裁定の理由の骨子等を犯罪被害者等に通知する、全国統一の被害者等通知制度を運用している。

平成19年12月には同制度を拡充し、犯罪被害者等の希望に応じ、判決確定後における加害者の処遇状況等について、検察庁、刑事施設、地方更生保護委員会及び保護観察所が連携して通知している。具体的には、加害者の受刑中の処遇状況に関する事項、仮釈放審理に関する事項、保護観察中の処遇状況に関する事項等を通知している。26年4月以降は、加害者の受刑中の刑事施設における褒賞及び懲罰の状況についても通知することとした。

また、19年12月以降、犯罪被害者等の希望に応じ、保護処分決定後における加害者の処遇状況等について、少年鑑別所、少年院、地方更生保護委員会及び保護観察所が連携して通知している。具体的には、少年院送致処分又は保護観察処分を受けた加害少年について、少年院における処遇状況に関する事項、仮退院審理に関する事項、保護観察中の処遇状況に関する事項等を通知している。26年4月以降は、加害者の少年院在院中における賞、懲戒及び問題行動指導の状況についても通知することとした。

保護観察所においては、保護観察中の処遇状況に関する事項の一つとして、従前は保護

観察の終了予定年月のみを犯罪被害者等に通知していたが、同月以降は、これを年月日まで通知するほか、特別遵守事項に基づき実施する特定の犯罪的傾向を改善するための専門的処遇プログラムの実施状況についても通知することとした。

令和4年4月以降、収容中の特定保護観察処分少年について、新たに設けられた退院審理に関する事項及び再開後の保護観察中の処遇状況に関する事項についても通知することとした。また、保護観察の開始に関する事項を通知する際、心情等伝達制度を含む更生保護における犯罪被害者等施策に関するリーフレット等を添付するなどして、被害者等通知制度を利用する犯罪被害者等に心情等伝達制度を周知し、問合せに応じて同制度の説明を行っている。

3年中の被害者等通知制度による通知希望者数は8万894人であり、実際の通知者数（延べ数）は13万3,987人であった。

被害者等通知制度の運用状況

年次	通知希望者数	通知者数（延べ数）
平成27年	77,874	133,863
平成28年	74,399	131,452
平成29年	73,503	128,630
平成30年	76,144	131,209
令和元年	76,590	132,443
令和2年	79,286	131,351
令和3年	80,894	133,987

提供：法務省

## (2) 医療観察制度における加害者の処遇段階等に関する情報提供の適正な運用

### 【施策番号73】

保護観察所においては、平成30年7月から、犯罪被害者等の希望に応じ、医療観察制度における加害者の処遇段階等に関する情報を提供している。具体的には、加害者の氏名、加害者の処遇段階（入院処遇、地域社会における処遇又は処遇終了）及びその開始又は終了年月日、地域社会における処遇中の保護観察所による加害者との接触状況等を情報提供している。令和3年中に情報提供を行った件数は、30件であった。

## (3) 更生保護における犯罪被害者等施策の周知

### 【施策番号74】

法務省においては、更生保護における犯罪被害者等施策について、パンフレットやリーフレットを作成・活用するほか、同施策を利用した犯罪被害者等の体験談等を法務省ウェブサイト（[https://www.moj.go.jp/hogol/soumu/hogo08\\_00011.html](https://www.moj.go.jp/hogol/soumu/hogo08_00011.html)）に掲載するなどして、同施策の広報や関係機関・団体等に対する周知に努めている。

## (4) 被害者等通知制度の周知

### 【施策番号75】

検察庁において、検察官等が犯罪被害者等の事情聴取等を行ったときは、被害者等通知制度に基づく通知の希望の有無を確認するとともに、犯罪被害者等向けパンフレット「犯罪被害者の方々へ」を配布するなどして、同制度を周知している。

## (5) 加害者に関する情報提供の適正な運用

### 【施策番号76】

警察においては、「再被害防止要綱」（平成31年3月27日付け警察庁刑事局長等通達別添）に基づき、同一の加害者により再び危害を加えられるおそれのある犯罪被害者等を再被害防止対象者として指定し、再被害防止の

ための関連情報の収集、関連情報の教示・連絡体制の確立と再被害防止対象者の要望の把握、自主警戒指導、警察による警戒措置、加害者への警告等の再被害防止措置を実施している。

これらの再被害防止措置の実施に当たっては、関係機関が緊密に連携しており、法務省においては、犯罪被害者等が加害者との接触回避等の措置を講じることにより再被害を避けることができるよう、13年10月から出所情報通知制度を運用している。具体的には、警察から再被害防止措置に必要となる受刑者の釈放等に関する情報（自由刑の執行終了による釈放予定と予定年月日・帰住予定地、仮釈放による釈放予定と予定年月日・指定帰住地等）の通報要請があった場合において、通報を行うのが相当であると認められるときは、当該情報を通報している。

また、犯罪被害者等が希望する場合において、検察官が相当と認めるときは、犯罪被害者等に対し、受刑者の釈放前に釈放予定を通知している。

同制度については、会議等において周知するとともに、実務担当者から犯罪被害者等に案内している。

令和3年中の同制度による通知希望者数は588人であり、実際に通知を受けた者の数は418人であった。

出所情報通知制度の運用状況

年次	通知希望者数	通知者数
平成27年	450	388
平成28年	426	418
平成29年	438	394
平成30年	523	416
令和元年	459	417
令和2年	460	413
令和3年	588	418

提供：法務省

**(6) 警察における再被害防止措置の推進****【施策番号77】**

ア 警察においては、13歳未満の子供を被害者とした強制わいせつ等の暴力的性犯罪で服役して出所した者について、法務省から情報提供を受け、各都道府県警察において、その所在確認を実施しているほか、必要に応じて当該出所者の同意を得て面談を行うなど、再犯防止に向けた措置を講じている。

**【施策番号78】**

イ P36【施策番号76】参照

**(7) 警察における保護対策の推進****【施策番号79】**

警察においては、暴力団による犯罪の被害者や暴力団との関係を遮断しようとする事業者等に対する危害行為を防止し、その安全確保の徹底を図るため、総合力を発揮した保護対策を推進している。

具体的には、「保護対策実施要綱」（平成31年3月28日付け警察庁次長通達別添）に基づき指定した身辺警戒員に対する教育訓練を実施し、防犯カメラ等の必要な装備資機材を整備するとともに、保護対象者が警備業者の機械警備を利用する場合には、その費用の一部を補助することとしている。

**(8) 保釈に関する犯罪被害者等に対する安全への配慮の充実****【施策番号80】**

法務省・検察庁においては、加害者の保釈に関し、検察官が、犯罪被害者等からの事情聴取の結果等を踏まえ、その安全の確保を考慮して裁判所に意見を提出するとともに、保釈申請の結果を犯罪被害者等に連絡するなど、適切な対応に努めている。また、会議や研修等の様々な機会を通じ、犯罪被害者等に対する安全配慮についての検察官等への周知に努めている。

**(9) 再被害の防止に向けた関係機関の連携の強化****【施策番号81】**

ア 警察においては、配偶者等からの暴力事案等に関し、配偶者暴力相談支援センター等の関係機関・団体と連携した支援を行うなど、犯罪被害者等の視点に立った適切な対応を図っている。

また、令和3年度には、人身取引（性的サービスや労働の強要等）事犯の被害者等に対して警察等への被害申告を呼び掛ける10か国語によるリーフレットを合計約29万部作成し、関係国の在京大使館・在外公館、非政府組織等の犯罪被害者等の目に触れやすい場所に広く配布したほか、国内の主要空港等と連携し、デジタルサイネージによる広報を実施するなどしている。

さらに、同リーフレットのほか、複数の被害事例を警察庁ウェブサイト（<https://www.npa.go.jp/bureau/safetylife/hoan/jinshintorihiki/index.html>）上に掲載するなどして、警察等への通報を呼び掛けている。これらのリーフレットや被害事例の作成に当たっては、非政府組織等と意見交換を重ね、犯罪被害者等の視点に立った分かりやすい内容とするよう努めている。加えて、人身取引事犯の被害者等の早期保護を図るため、平成19年10月から、警察庁の委託を受けた民間団体が市民から匿名で事件情報の通報を受け付け、これを警察に提供して捜査等に役立てる匿名通報事業を実施している。

なお、広報資料「令和3年における人身取引事犯の検挙状況等について」を警察庁ウェブサイト（<https://www.npa.go.jp/publications/statistics/safetylife/jinshin.html>）上に掲載している。

児童虐待事案については、街頭補導、少年相談等のあらゆる警察活動を通じ、被害の早期発見及び児童相談所への確実な通告に努めている。また、平成22年2月から匿

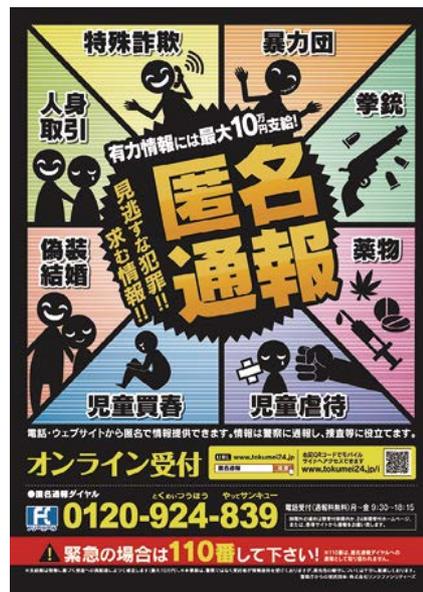
名通報事業の対象に児童虐待事案を追加しているほか、児童相談所長又は都道府県知事による児童の安全確認、児童の一時保護及び立入調査を円滑に実施するための援助や要保護児童対策地域協議会等への参画等、児童相談所、学校等の関係機関との連携強化に努めている。

厚生労働省においては、配偶者等からの暴力事案の被害者、人身取引事犯の被害者等の保護・支援に関し、婦人相談所と児童相談所、警察等の関係機関との緊密な連携が不可欠であることを踏まえ、当該連携の充実を図っている。特に、配偶者等からの暴力事案の被害者の保護・支援については、関係機関相互の認識の共有・調整が不可欠であることから、婦人相談所においては、警察、福祉事務所等の関係機関との連携を図るため、連絡会議や事例検討会議を開催するとともに、事例集や関係機関ごとの役割等を掲載したパンフレットを作成し、関係機関に配布している。

令和3年度予算では、婦人相談員を配置している市区における婦人相談所等の都道府県の関係機関や、市区の関係機関、民間団体の参画による横断的な連携・協働のためのネットワーク（協議会）の構築・運営を支援する「困難な問題を抱える女性支援連携強化モデル事業」を創設した。

また、児童相談所においては、触法少年・ぐ犯少年の通告、棄児・迷子・虐待を受けた子供等の要保護児童の通告等について、警察との連携を図っている。児童虐待事案については、「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」（平成30年7月20日児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議決定。以下「緊急総合対策」という。）に基づき、児童相談所と警察との間で共有する情報を明確化し、情報共有の充実・強化を図るなど、児童虐待事案への対応における連携を強化している。

### 匿名通報ダイヤル



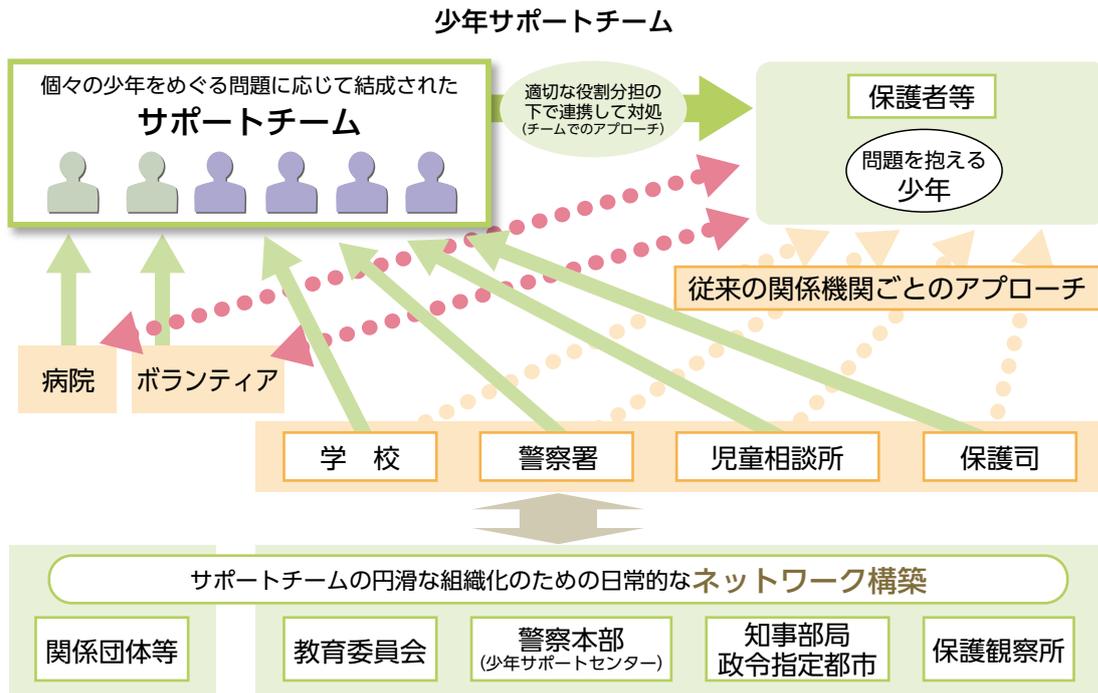
### 【施策番号82】

イ 警察庁及び文部科学省においては、警察と学校等関係機関の通報連絡体制や要保護児童対策地域協議会の活用、加害少年やその保護者に対する指導等の一層の充実を図り、いじめ等の問題行動による再被害の防止に努めている。

また、警察においては、非行や犯罪被害等の個々の少年が抱える問題に応じた的確な対応を行うため、学校、警察、児童相談所等の担当者から成る少年サポートチームを編成し、それぞれの専門分野に応じた役割分担の下、少年に対する指導・助言を行っている。令和3年度も、同チームの効果的な運用等を図るため、警察及び関係機関・団体の実務担当者を集めた協議会を開催した。

文部科学省においては、学校と警察が連携して児童生徒の問題行動に対応できるよう、教育委員会に対し、生徒指導担当者を対象とした会議や通知等を通じて連携体制の整備を促している。

また、「要保護児童対策地域協議会設置・運営指針」（平成17年2月25日付け厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）を踏まえ、虐待を受けている子供をはじめとする



支援対象児童等の適切な保護を図るための関係機関との連携について、教育委員会等に周知している。

#### (10) 犯罪被害者等に関する情報の保護

##### 【施策番号83】

ア 法務省・検察庁においては、裁判所の決定があった場合、被害者の氏名及び住所その他の被害者が特定されることとなる事項を公開の法廷で明らかにしない制度や、検察官が、証拠開示の際に、弁護人に対し、被害者の氏名又は住居を被告人に知らせはならない旨の条件を付するなどの措置をとることができる制度等について円滑な運用を図るとともに、会議や研修等の様々な機会を通じ、検察官等への周知に努めている。

更生保護官署においても、犯罪被害者等に関する情報を適切に管理するよう、会議や研修等の機会を通じて周知徹底を図っている。

##### 【施策番号84】

イ 検察庁においては、ストーカー事案に関し、事案に応じた適切な対応を行うとともに、捜査・公判の各段階において、犯罪被

害者等に関する情報の保護に配慮した適切な対応に努めている。また、法務省・検察庁においては、会議等の機会を通じて検察官等へのこれらの周知に努めている。

##### 【施策番号85】

ウ 法テラスにおいては、常勤弁護士を含む職員に対し、個人情報保護に関する研修を実施するなどして、犯罪被害者等の個人情報の取扱いに十分配慮するよう指導している。

##### 【施策番号86】

エ 総務省においては、平成16年に関係省令等を改正し、ストーカー事案及び配偶者等からの暴力事案の被害者（以下「DV被害者等」という。）の住民票の写しの交付等を制限する支援措置を講じた。また、18年6月に成立した住民基本台帳法の一部を改正する法律により、犯罪被害者等の保護の観点も含めた住民基本台帳の閲覧制度等の抜本的な見直しを行い、何人でも住民基本台帳の閲覧を請求できる従前の制度を廃止し、個人情報保護に配慮した制度として再構築した。20年には、同様の観点から住民基本台帳法を再度改正し、住民票の写し等の交付制度の見直しを行った。24年には、

関係通知を改正し、支援措置の対象として、ストーカー行為及び配偶者等からの暴力等に加え、児童虐待その他これらに準ずる行為を追加した。

さらに、30年には、加害者の代理人から住民票の写しの交付の申出等があった場合には加害者と同視して対応すること、裁判所に提出する必要があるとの理由により犯罪被害者に係る住民票の写しの交付の申出等があった場合には裁判所からの調査嘱託に対応する方法によること等について、それぞれ通知を発出した。

選挙人名簿の抄本の閲覧制度については、住民票の写しの交付等の制限に関する16年の関係省令等の改正を踏まえ、17年には、ストーカー事案及び配偶者等からの暴力事案の加害者から支援対象者が記載されている選挙人名簿の抄本の閲覧の申出があった場合には拒否すること等を通知した。また、18年6月に成立した公職選挙法の一部を改正する法律により、閲覧事項を不当な目的に利用されるおそれがあるなど、市区町村選挙管理委員会が閲覧を拒むに足りる相当な理由があると認めるときは閲覧を拒否できることとするなど、個人情報保護に配慮した制度へと見直しを行い、その厳格な取扱いについて、21年及び27年に周知徹底を図った。

さらに、29年には、加害者以外の第三者から選挙人名簿の抄本の閲覧の申出があった場合であっても、当該申出に係る選挙人が支援対象者であるときは、閲覧を拒むに足りる相当な理由があると認め、閲覧を拒否できること等を通知し、選挙人名簿の抄本の閲覧制度の一層の厳格な取扱いについて周知徹底を図っている。

#### 【施策番号87】

オ 法務省においては、24年から、戸籍事務について、戸籍法第48条第2項の規定に基づき、DV被害者等の住所、電話番号等の記載がある届書等の閲覧請求又は当該書類

に記載された事項に関する証明書の交付請求がなされた場合であって、DV被害者等から市区町村長に対してその住所等が覚知されないよう配慮を求める旨の申入れがなされ、かつ、住民基本台帳事務における支援措置が講じられているときは、同事務における支援期間が満了するまでの間、DV被害者等の住所等が覚知されないよう適宜の方法でマスキングを施した上で、閲覧請求又は交付請求に応じることとしている。26年からは、DV被害者等の保護の観点から、申入れを行ったDV被害者等から再度申入れを行う意思がないことを確認できるまでの間は、同事務における支援期間が満了していないものとみなして、マスキングを施した上で、閲覧請求又は交付請求に応じることとしている。

また、不動産登記事務について、25年から、不動産の所有権等の登記名義人が登記義務者として当該権利の移転等の登記を申請するに当たり登記記録上の住所から転居している場合であって、当該登記義務者が、DV被害者等として住民票の写しの交付等を制限する支援措置を受けている支援対象者であるときは、当該支援対象者からの申出により、当該登記の前提である登記名義人の住所の変更の登記を要しない取扱いとしている。27年からは、支援対象者が新たに登記名義人となる場合についても、当該支援対象者からの申出により、現住所の登記を要しない取扱いとしている。

さらに、登記所に保管されている登記申請書及びその附属書類については、利害関係人による閲覧が認められているところ、同年から、これらの書類のうち支援対象者の現住所が記載されている部分については、当該支援対象者からの申出により、閲覧を制限する取扱いとしている。

なお、令和3年4月に成立した民法等の一部を改正する法律により不動産登記法の一部が改正され、DV被害者等の住所が公

開かれて生命・身体等に不利益が生ずることがないようにする観点から、これらの運用上の取扱いをより合理的なものと改め、法制上の措置とすることとされた。具体的には、登記記録に記録されている自然人の住所が明らかにされることにより人の生命・身体に危害を及ぼすおそれがある場合又はこれに準ずる程度に心身に有害な影響を及ぼすおそれがある場合において、その者からの申出があったときは、登記事項証明書等にその住所に代わる事項が記録されることとなった（同法第119条第6項。6年4月施行）。

加えて、供託事務について、平成25年から、DV被害者等から被害の相談に関する公的証明書をもって供託官に対して申出があった場合には、DV被害者等が供託物払渡請求書に記載する住所について、都道府県までの概括的な記載にとどめることを認める取扱いとするとともに、供託物払渡請求がなされた後に当該申出がなされた場合であって、利害関係人から供託物払渡請求書の閲覧請求がなされたときは、DV被害者等の住所等が覚知されないようマスキングを施した上で閲覧請求に応じることとしており、会議等の機会を通じて周知徹底を図っている。

#### 【施策番号88】

カ 国土交通省においては、登録事項等証明書の交付事務を行っている運輸支局等に対し、「登録事項等証明書の交付請求に係る配偶者からの暴力、ストーカー行為等、児童虐待及びこれらに準ずる行為の被害者の保護のための取扱いについて」（平成26年7月11日付け国土交通省自動車局自動車情報課長通達）により、軽自動車検査協会に対し、「検査記録事項等証明書交付請求に係る配偶者からの暴力、ストーカー行為等、児童虐待及びこれらに準ずる行為の被害者の保護のための取扱いについて」（平成27年1月26日付け国土交通省自動車局整備課

長通達）により、それぞれ犯罪被害者等に関する情報の保護に係る手続の厳格な運用を示達するとともに、犯罪被害者等に関する情報管理の徹底を図っている。

また、同年9月から、登録事項等証明書に関し、自動車登録検査業務電子情報処理システム（MOTAS）において出力制限を実施することができるようにしており、犯罪被害者等に関する情報管理の一層の徹底を図っている。

さらに、登録官研修等において、犯罪被害者等の保護のための取扱い及び個人情報保護の重要性に関する研修を実施している。その際、被害相談窓口において、当該取扱いを犯罪被害者等に周知してもらうため、当該窓口を所管する相談機関等と平素から緊密に連携するよう指導している。

#### 【施策番号89】

キ 警察庁においては、犯罪被害者等の実名発表・匿名発表について引き続き適切な発表がなされるよう、都道府県警察の広報担当者が参加する会議等の機会を通じて都道府県警察を指導している。

#### (11) 一時保護場所の環境改善等

#### 【施策番号90】

P12 【施策番号25】 参照

#### (12) 被害直後及び中期的な居住場所の確保

#### 【施策番号91】

P13 【施策番号26】 参照

#### (13) 児童虐待の防止及び早期発見・早期対応のための体制整備等

#### 【施策番号92】

ア 令和元年6月に成立した児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律により児童虐待の防止等に関する法律が改正され、国及び地方公共団体は、関係地方公共団体相互間並びに市区町村、児童相談所、福祉事務所、配偶者暴

力相談支援センター、学校及び医療機関の間の連携強化のための体制の整備に努めなければならないと規定され、児童相談所においては、配偶者暴力相談支援センターと連携して、児童心理司等による子供に対する精神的ケア等の支援を行っている。

一方、児童虐待の相談対応件数の増加など、子育てに困難を抱える世帯がこれまで以上に顕在化している状況等を踏まえ、必要な体制強化やサービスの充実を図るため、4年6月に成立した児童福祉法等の一部を改正する法律により改正された児童福祉法及び母子保健法において、子供や家庭に対し包括的な相談支援等を行う「こども家庭センター」の設置や、訪問による家事支援など子供や家庭を支える事業の創設を行うこととしている。

内閣府においては、配偶者等からの暴力事案がその子供にも悪影響を及ぼすことに鑑み、子供に対する精神的ケア等の支援の充実を図るとともに、配偶者暴力相談支援センター等の配偶者等からの暴力事案への対応機関と児童相談所等の児童虐待への対応機関との連携・協力を推進している。2年度から、「DV被害者等セーフティネット強化支援パイロット事業」を実施して、民間シェルターがDVや児童虐待の被害者を母子一体で受け入れる体制整備や心理専門職によるメンタル面のケア等を支援している。また、女性に対する暴力被害者のための官官・官民連携促進事業において、配偶者暴力の被害者に対する相談・支援に従事する官民の関係者を対象としてオンライン研修教材を作成・提供し、研修項目に児童虐待に関連した項目を追加するとともに、研修対象者に児童相談所職員等児童虐待対応の関連部署を追加している。

### 【施策番号93】

イ 警察においては、児童虐待の早期発見等に資する教育訓練を徹底し、児童虐待担当者の専門的知識・技能の向上に努めるとと

もに、都道府県警察本部に「児童虐待対策官」を設置し、児童相談所等の関係機関との連携や児童虐待の疑いがある事案等を認知した際の初動対応、被害児童の心理を踏まえた事情聴取等の児童虐待に係る専門的対応に関する指導教養等に従事させるなど、児童虐待への対応力の一層の強化を図っている。

### 【施策番号94】

ウ 法テラスにおいては、全国の地方事務所において、児童虐待の被害児童又は被害を受けるおそれのある児童に対し、必要に応じて、弁護士による法律相談を実施している（DV等被害者法律相談援助）。

この取組を周知するため、各地の弁護士会、各地方公共団体の所管課、児童相談所等の関係機関に対し、業務説明を行うとともに、広報用のポスターやポケットカードを作成し、小中学校や関係機関等へ配布している。さらに、児童虐待をテーマにした制

### 児童虐待をテーマにした DV等被害者法律相談援助広報用ポスター

提供：法務省

## 同ポスター添付のポケットカード



提供：法務省

児童虐待をテーマにした  
制度周知用アニメーション動画

提供：法務省

度周知用アニメーション動画を法テラス公式YouTube (<https://youtube.com/channel/UC0PpTUQPriW83GX8CFONJEg>) へ掲載するとともに、動画広告としても放映するなどしている。

## 【施策番号95】

エ 文部科学省においては、緊急総合対策を踏まえ、①学校における児童虐待事案の早期発見に向けた取組及び通告、②関係機関

との連携強化のための情報共有、③児童虐待防止に係る研修の実施等の積極的な対応等について、都道府県教育委員会等に通知した。

また、平成31年2月には、千葉県野田市における小学4年生死亡事案の発生を受け、文部科学副大臣を主査とする省内タスクフォースを設置して再発防止策を検討するとともに、「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」の更なる徹底・強化について」（平成31年2月8日児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議決定）を踏まえ、児童虐待事案に係る情報の管理及び関係機関の連携に関する新たなルールについて、都道府県教育委員会等に通知した。

さらに、令和元年5月には、学校・教育委員会等が児童虐待事案への対応に当たって留意すべき事項をまとめた「学校・教育委員会等向け虐待対応の手引き」を作成・公表した。

このほか、児童生徒の相談をいつでも受けることができるよう、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの活用等、教育相談体制の整備を支援している。

## 【施策番号96】

オ 文部科学省においては、地域における児童虐待事案の未然防止等に資する取組として、子育てに関する悩みや不安を抱えながら、自ら学びの場や相談の場等にアクセスすることが困難な家庭等に配慮しつつ、地域の多様な人材を活用した家庭教育支援チーム等による保護者に対する学習機会や情報の提供、相談対応等、地域の実情に応じた家庭教育支援の取組を推進している。

また、地域において児童虐待事案に早期に対応できるよう、地域における家庭教育支援関係者や放課後子供教室等の地域学校協働活動関係者等が児童虐待事案への対応に当たって留意すべき事項をまとめた「児童虐待への対応のポイント～見守り・気づき・つなぐために～」(令和元年8月作成、

令和3年3月一部改訂)を活用するよう周知している。

さらに、同年11月の児童虐待防止推進月間に先立ち、児童虐待の根絶に向けた文部科学大臣のメッセージを、子供の育ちに関わる全国の学校・地域の関係者や保護者に加え、全国の子供たちに対しても発信した。

#### 家庭教育支援チームによる家庭訪問の様子



提供：文部科学省

#### 【施策番号97】

カ 厚生労働省においては、緊急総合対策に基づき、子供の安全確認ができない場合における立入調査の実施等、全ての子供を守るためのルールの徹底等に取り組んでいる。また、緊急総合対策を受けて決定された「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」(平成30年12月18日児童虐待防止対策に関する関係府省庁連絡会議決定)に基づき、令和4年度末までに、児童相談所の児童福祉司を平成29年度(約3,240人)から2,020人程度増員するとともに、子ども家庭総合支援拠点を含めた全ての市区町村に設置することとしている。なお、児童福祉司等の増員については、同プランの計画を1年前倒しし、約5,260人の確保を目指すこととしていたところ、児童虐待に関する相談対応件数が引き続き増加している状況等を踏まえ、令和4年1月20日、増員の目標を5,765人とすることとし、この目標を達成する見込み

である。5年度以降の児童相談所の体制については、「児童虐待防止対策の更なる推進について」(令和4年9月2日児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議決定)に基づき、児童相談所や市区町村の体制強化を計画的に進めていくため、児童虐待防止対策体制総合強化プランに代わる次期プランを4年中に策定することとしている。

さらに、虐待を受けたと思われる子供を発見した際等にためらわず児童相談所に通告・相談できるよう、児童相談所虐待対応ダイヤル「189(いちはやく)」を運用している。これまで、児童相談所に電話がつながるまでの時間を短縮するため、平成28年4月に音声ガイダンスの短縮を行うとともに、30年2月には携帯電話等からの着信についてコールセンター方式を導入するなどの運用改善を進めてきたところ、令和元年12月から、従来の「児童相談所全国共通ダイヤル」の名称を「児童相談所虐待対応ダイヤル」に変更するとともに、新たに「児童相談所相談専用ダイヤル」を開設した。その上で、「児童相談所虐待対応ダイヤル」及び「児童相談所相談専用ダイヤル」の通話料の無料化を順次行い、利便性の向上を図った。

#### 【施策番号98】

キ 厚生労働省においては、2年度から、婦人相談所における、DV被害者等が同伴する子どもへの支援の充実を図るため、児童相談所等の関係機関と連携するための「児童虐待防止コーディネーター」を婦人相談所に配置するための補助を実施している。

#### (14) 児童虐待防止のための児童の死亡事例等の検証の実施

#### 【施策番号99】

社会保障審議会児童部会の下に設置されている児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会においては、平成16年から、児童虐待事案による死亡事例等について分析・検証

し、当該事例等から明らかになった問題や課題への具体的な対応策を、提言として毎年取りまとめており、令和3年8月には、「子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について（第17次報告）」を取りまとめた。

第17次報告においては、心中以外の虐待死（56例・57人）中0歳児が最も多く（28例・28人）、うち月齢0か月児が高い割合を占めること、妊娠期・周産期における問題として「予期しない妊娠／計画していない妊娠」及び「妊婦健診未受診」が高い割合を占めること等が特徴として挙げられた。

#### (15) 再被害の防止に資する教育の実施等

##### 【施策番号100】

ア 内閣府においては、配偶者等からの暴力事案の被害者に対する支援の一環として、令和2年度に1地方公共団体で地域の民間団体と連携して加害者の暴力を抑止するための地域社会内でのプログラムを試行的に実施し、プログラムの位置付け等に関する課題や今後の検討の方向性等について、取りまとめを行った。3年度には、地方公共団体を3地方公共団体に増やし、試行実施しており、その検証結果を踏まえ、地方公共団体で活用可能な試行のための留意事項を策定した。

##### 【施策番号101】

イ 法務省においては、矯正施設に収容されている加害者のうち必要な者に対し、「被害者の視点を取り入れた教育」の受講を義務付けている。同教育は、被収容者に対し、自らの犯した罪と向き合い、その大きさや犯罪被害者等の心情等を認識させ、犯罪被害者等に誠意を持って対応するとともに、再び罪を犯さない決意を固めさせることを目標としており、犯罪被害者等のゲストスピーカーによる直接講話を実施するなど、犯罪被害者等の心情等の理解を深め、謝罪等の具体的な行動を促す指導に努めている。さらに、同教育の更なる充実のため、

2年度に外部有識者を招いた「刑事施設における「被害者の視点を取り入れた教育」検討会」を開催して、標準プログラムの改訂方針等について検討を行い、5年度からの運用開始に向け、3年度から同プログラムの改訂に着手している。このほか、矯正施設においては、家庭裁判所や検察庁等から送付される処遇上の参考事項調査票等に記載されている犯罪被害者等の心情等の情報について、被収容者に対する指導に活用している。

#### (16) 再被害の防止に資する適切な加害者処遇

##### 【施策番号102】

ア 法務省においては、性犯罪者、ストーカー事案等の加害者である保護観察対象者について、事案に応じ、違反した場合に仮釈放の取消し等の不良措置がとられることを前提に、個々の保護観察対象者ごとに定められる特別遵守事項として、被害者等への接触の禁止等の事項を設定し、これを遵守するよう指導監督している。

また、性犯罪者等の特定の犯罪的傾向を有する保護観察対象者に対し、専門的処遇プログラムの受講を特別遵守事項として設定し、これを遵守するよう指導監督している。

さらに、事案に応じ、再被害の防止に資する生活行動指針を設定し、これに即して行動するよう指導監督している。

仮釈放者及び少年院仮退院者については、仮釈放等審理において、犯罪被害者等から聴取した意見等を踏まえ、一層適切に特別遵守事項を設定している。また、令和4年4月以降、収容中の特定保護観察処分少年について新たに設けられた退院審理についても、本制度の対象としている。

##### 【施策番号103】

イ 警察においては、ストーカー事案や配偶者等からの暴力事案等の加害者として刑事施設に収容され仮釈放となった者及び保護観察付執行猶予者について、保護観察所と

緊密かつ継続的に連携し、これらの者の特異動向等を双方で迅速に把握した上で、必要な措置を講じている。

(法務省における取組については、P45【施策番号102】参照)

#### 【施策番号104】

ウ 法務省においては、保護観察対象者に対し、再び罪を犯さない決意を固めさせるとともに、犯罪被害者等の意向等に配慮しながら誠実に対応するよう促すため、しよく罪指導のためのプログラムを策定し、全国の保護観察所において、一定の重大な罪を犯した保護観察対象者に対し、次のとおり個別指導を行っている。

- (ア) 自己の犯罪行為を振り返らせ、犯した罪の重さを認識させる。
- (イ) 犯罪被害者等の実情（気持ちや置かれた立場、被害の状況等）を理解させる。
- (ウ) 犯罪被害者等の立場で物事を考えさせ、また、犯罪被害者等に対して謝罪、被害弁償等の責任があることを自覚させる。
- (エ) 具体的なしよく罪計画を策定させる。

#### (17) 再被害防止のための安全確保方策の検討

##### 【施策番号105】

警察庁においては、DV被害者等が同一の加害者から再被害を受けている実態の把握等を目的として、平成29年度に「犯罪被害類型別調査」を実施した。また、関係府省庁と連携した犯罪被害者等の安全確保方策の検討に資するよう、犯罪被害者等が同一の加害者から再被害を受けている実態やそのおそれ等の把握のための調査に向けた検討を行っている。

内閣府においては、配偶者等からの暴力の実態の把握等を目的として、令和2年度に「男女間における暴力に関する調査」において、配偶者からの暴力の被害経験の有無（回数を含む。）等について調査した。

法テラスにおいては、各地の弁護士会、児童相談所等の関係機関と連携し、児童虐待の被害児童や被害を受けるおそれのある児童を速やかに法律相談につなぐことができるよう体制の整備に努めている。

### 3 保護、捜査、公判等の過程における配慮等（基本法第19条関係）

#### (1) 職員等に対する研修の充実等

##### 【施策番号106】

ア 内閣府においては、令和2年度から、性犯罪・性暴力被害者の相談支援に携わる職員等（ワンストップ支援センターの相談員、行政職員及び医療関係者）に対し、オンライン研修教材を作成して提供している。さらに、3年度から、センター長やコーディネーターを対象者に加えるとともに、オンライン研修を実施している。

##### 【施策番号107】

イ 警察においては、警察官の採用時や昇任時に、各階級の役割又は職に応じ、犯罪被害者等支援に関する必要な知識・技能について教育を実施しているほか、専門的知識を必要とする職務に従事する実務担当者に

対し、犯罪被害者等支援や被害者カウンセリング技術等に関する教育及び研修を実施している。

また、犯罪被害者等の心情を理解するための教育として、犯罪被害者等による講演、支援の現場で犯罪被害者等に向き合い犯罪被害者等の心情への共感や理解が深い警察官や有識者による講演、犯罪被害者等支援担当者の体験記の配布等を実施している。

さらに、犯罪被害者等への対応の改善及び二次的被害の防止を図るための教育として、都道府県警察本部の犯罪被害者等支援担当課による警察署に対する巡回教育、民間被害者支援団体との連携要領に関する教育、性犯罪被害者への支援要領に関する教育等を実施している。

**【施策番号108】**

ウ 警察庁においては、ストーカー事案及び配偶者等からの暴力事案への対策に従事する警察官に対し、実務に必要な専門的知識・技能を修得させるための教育を実施している。

また、都道府県警察においては、ストーカー事案をはじめとする人身安全関連事案に対処する警察官に対し、必要な教育を実施し、対処能力の向上を図っている。

**【施策番号109】**

エ 警察庁においては、被害児童の負担軽減に配慮しつつ信用性の高い供述を確保するための聴取方法に関する警察官の技能の一層の向上を図るため、事情聴取場面を設定した実践的なロールプレイング方式の訓練を行うなど、効果的な研修を実施している。

また、当該聴取方法の都道府県警察への更なる普及・浸透を図るため、その指導者向けの研修を実施するなど、指導者の養成にも努めている。

**【施策番号110】**

オ 警察においては、性犯罪被害者の心情に配慮した捜査及び支援を推進するため、性犯罪の捜査及び性犯罪被害者に対する支援に従事する警察官等を対象に、専門的な知見を有する講師を招いて講義を行うなど、男性や性的マイノリティが被害を受けた場合の対応を含め、警察学校等における研修を実施している。

**【施策番号111】**

カ 警察においては、障害者の特性を踏まえた捜査及び支援を推進するため、捜査及び支援に従事する警察官等を対象に、専門的な知見を有する講師を招いて講義を行うなど、警察学校等における研修を実施している。

**【施策番号112】**

キ 法務省においては、検察官等に対する犯罪被害者等支援に関する講義や更生保護官署の職員に対する犯罪被害者等支援の実務家による講義等を実施しているほか、全国の地方検察庁に配置されている被害者支援

員等を対象として、検察における犯罪被害者等の保護・支援に関する研修を実施するなど、職員の対応の向上に努めている。

（更生保護官署や矯正施設の職員に対する研修等については、P65、66【施策番号164、165】参照）

**【施策番号113】**

ク 法務省においては、検察官等を被害者支援団体等に派遣するとともに、検察幹部が参加する会議等において、犯罪被害者等の心情に配慮して適切な対応に努めるよう指示するなど、職員の対応の向上に努めている。

**【施策番号114】**

ケ 法務省においては、検察官等に対する研修において、児童や女性の犯罪被害者等と接する上での留意点等を熟知した専門家等による講義を行っている。

**【施策番号115】**

コ 法務省においては、副検事に対する研修において、交通事故の捜査・公判に関する留意点等を熟知した専門家等による講義や犯罪被害者等の立場等への理解を深めるための講義を行っている。

**【施策番号116】**

サ 法務省においては、検察官等に対する研修において、犯罪被害者等からの事情聴取時に配慮すべき事項等、犯罪被害者等の保護・支援に関する講義を行うなどして、検察官等の意識向上に努めている。

**【施策番号117】**

シ 法テラスにおいては、犯罪被害者支援の窓口となる全国の職員に対し、二次的被害の防止に関する研修等を実施している。

**【施策番号118】**

ス 厚生労働省においては、犯罪被害者等を含む地域住民への適切な対応を図るため、民生委員が相談援助活動を行う上で必要不可欠な知識・技能を修得するための研修を実施する都道府県等に対し、当該研修に要する経費の一部を補助している。

民生委員の全国組織である全国民生委員

児童委員連合会においては、標準的な研修カリキュラムを定め、各地域において研修の充実が図られるよう、同カリキュラムの普及を図っている。

### 【施策番号119】

セ 厚生労働省においては、全国婦人相談所長及び婦人保護主管係長研究協議会や全国婦人相談員・心理判定員研究協議会において、婦人相談所長や婦人相談員等に対する研修を実施するとともに、平成23年度から、国立保健医療科学院において、婦人保護の中核を担う行政機関の指導的職員に対し、専門的な知識・技能の修得を促す婦人相談所等指導者研修を実施している。また、全国婦人保護施設等連絡協議会が開催する全国婦人保護施設等指導員研究協議会において講演や行政説明を実施し、婦人保護施設の職員の専門性の向上を図っている。

都道府県においては、婦人相談所、婦人保護施設、母子生活支援施設、福祉事務所、民間団体等で配偶者等からの暴力事案の被害者等の支援を行う職員を対象とした専門研修を実施しており、厚生労働省においては、当該研修に要する経費を補助している。また、令和3年度予算では、婦人相談員が通信機器の性能や取扱い方によって生じる危険性(所在地や電話番号の情報漏えい等)

についての研修を受講するための経費を盛り込み、婦人相談員の専門性の向上を図っている。

○ 海上保安庁においては、犯罪被害者等の基本的人権を尊重した適正な職務執行を行うため、海上保安学校等において、犯罪被害者等の基本的人権の尊重に関する教育等を行っている。

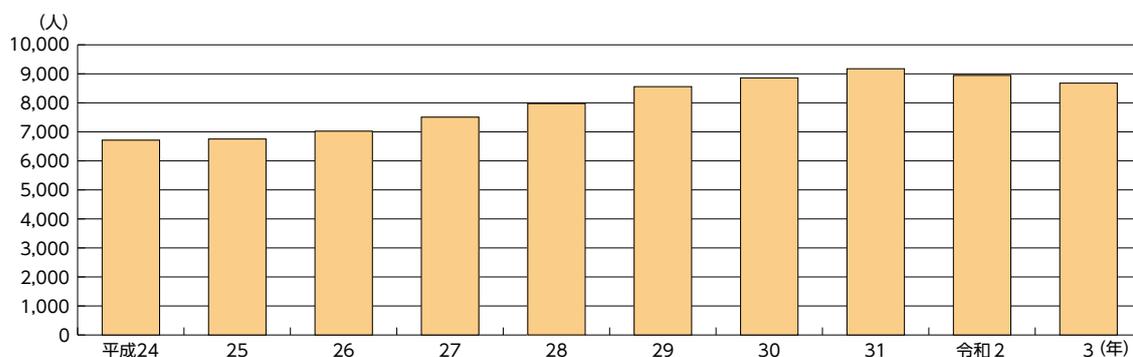
## (2) 女性警察官の配置等

### 【施策番号120】

警察においては、性犯罪被害者が捜査の過程で受ける精神的負担を少しでも軽減するためには、性犯罪被害者の望む性別の警察官が対応する必要があること等を踏まえ、警察本部や警察署の性犯罪捜査担当係への女性警察官の配置を推進するとともに、性犯罪捜査に関する研修を実施するなどして、性犯罪捜査を担当する職員の実務能力の向上を図っている。令和3年4月現在、性犯罪捜査において性犯罪被害者から事情聴取等を行う性犯罪指定捜査員として指定されている女性警察官等の人数は、全国で8,678人である。

また、都道府県警察本部の性犯罪捜査担当課への性犯罪捜査指導官の設置や同課の性犯罪捜査指導係への女性警察官の配置等により、性犯罪捜査に関する指導体制を整備している。

性犯罪指定捜査員として指定されている女性警察官等の人数の推移（各年4月現在）



年次	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年	令和3年
人数	6,712	6,752	7,022	7,505	7,974	8,557	8,859	9,174	8,944	8,678

さらに、性犯罪事件の認知後、証拠資料の採取時における性犯罪被害者の精神的負担を軽減するため、証拠資料の採取に必要な用具や性犯罪被害者の衣類を預かる際の着替え等をまとめた性犯罪証拠採取セットを整備している。

加えて、事情聴取において相談室や被害者支援用車両を積極的に活用しているほか、事件発生時に迅速かつ適切な診断・治療、証拠資料の採取、女性医師による診断等を行うため、産婦人科医会とのネットワークを構築し、具体的支援を提供するための連携の強化等を図りつつ、適正かつ円滑な性犯罪捜査を推進している。

- 海上保安庁においては、性犯罪等の被害者が捜査の過程で受ける精神的負担を少しでも軽減するため、女性海上保安官による事情聴取や付添い等を行っている。

#### 女性医師による診断の様子（模擬）



### (3) 被害児童からの事情聴取における配慮 **【施策番号121】**

検察庁、警察、児童相談所等においては、被害児童の負担軽減及び被害児童の供述の信用性の確保の観点から連携を強化している。具体的には、被害児童からの事情聴取に先立って協議を行い、関係機関の代表者が聴取を行うとともに、被害児童からの事情聴取に際しては、聴取の場所、回数、方法等に配慮するなどの取組を推進している。

このほか、検察庁、警察においては、令和2年6月に決定された政府の「性犯罪・性暴

力対策の強化の方針」を踏まえ、3年4月から、一部都道府県において、精神に障害を有する被害者に係る性犯罪事件についても、関係機関の代表者が聴取を行う取組を試行実施している。

### (4) ビデオリンク等の措置の適正な運用

#### **【施策番号122】**

法務省においては、刑事訴訟に関し、犯罪被害者等の意見を一層適切に裁判に反映させるための犯罪被害者等による意見陳述の制度や、証人の証言時の負担や不安を軽減するためのビデオリンク等の制度の運用が適切に行われるよう、会議や研修等の様々な機会を通じて、検察官等への周知徹底を図るとともに、これらの制度の運用状況の把握に努めている。また、犯罪被害者等向けパンフレット「犯罪被害者の方々へ」においても、これらの制度の情報を掲載している（P60 **【施策番号139】** 参照）。

令和3年中に証人尋問の際に付添いの措置がとられた証人の延べ数は133人、証人尋問の際に遮へいの措置がとられた証人の延べ数は1,335人、ビデオリンク方式による証人尋問が行われた証人の延べ数は412人（うち構外ビデオリンク方式によるものが92人）であった。

平成19年6月に成立した犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事訴訟法等の一部を改正する法律の施行により、20年4月から、民事訴訟において犯罪被害者等を証人等として尋問する場合に、付添い、遮へい又はビデオリンクの措置をとることが認められている。

令和3年中の民事訴訟（行政訴訟を含む。）における付添いの実施回数は15回、遮へいの実施回数は322回、ビデオリンクの実施回数は97回であった（いずれも証人尋問及び当事者尋問の回数であり、複数の措置を併用した場合については、それぞれ1回として計上している。）。

証人の保護等の状況

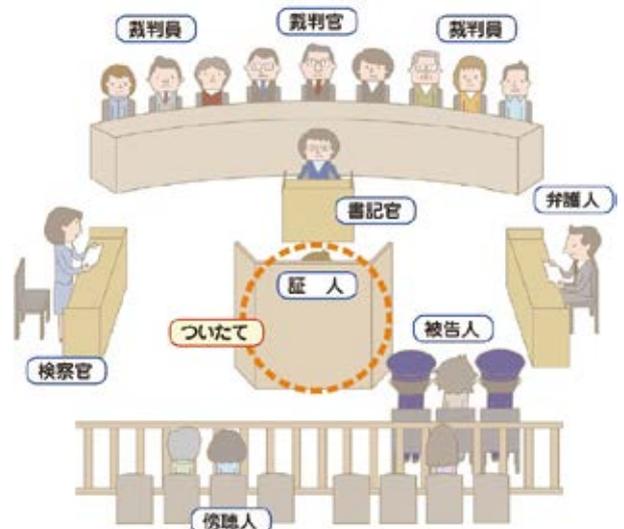
年次	証人の保護等		
	付添い	遮へい	ビデオリンク
平成29年	78	1,105	225
平成30年	144	1,461	317(15)
令和元年	118	1,505	341(23)
令和2年	107	1,237	302(38)
令和3年	133	1,335	412(92)

(注)

- 1 最高裁判所事務総局の資料（概数）による。
- 2 いずれの数値も、高等裁判所、地方裁判所及び簡易裁判所における証人の数（延べ人員）である。
- 3 各項目の数値については、平成28年までは決定等がなされた日を基準に計上していたが、29年以降は事件の終局日を基準に計上している（なお、28年以前に決定等がなされ29年に事件が終局したものであるについては、決定等がなされた日を基準に計上している。）。
- 4 ビデオリンクの数値中、（ ）内は構外ビデオリンク方式によるもの（内数である）。

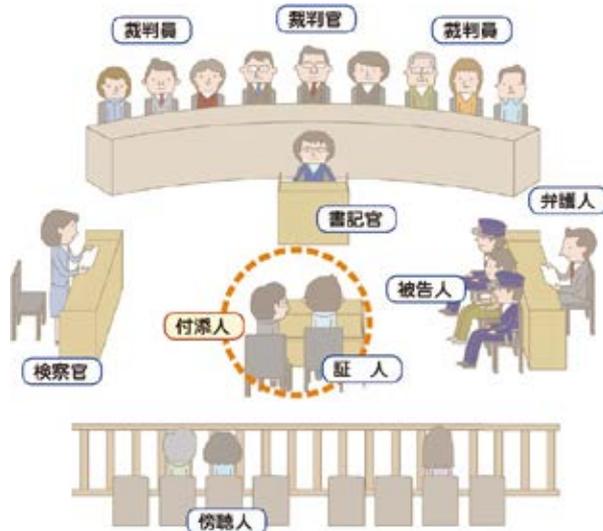
提供：法務省

証人への遮へい



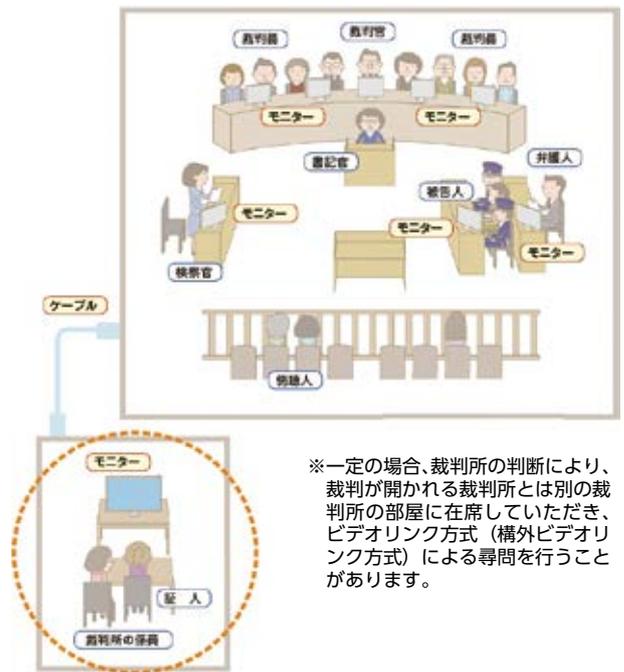
提供：法務省

証人への付添い



提供：法務省

ビデオリンク方式



※一定の場合、裁判所の判断により、裁判が開かれる裁判所とは別の裁判所の部屋に在席していただき、ビデオリンク方式（構外ビデオリンク方式）による尋問を行うことがあります。

提供：法務省

(5) 警察における犯罪被害者等のための施設等の改善

【施策番号123】

警察においては、犯罪被害者等が安心して事情聴取に応じられるよう、その心情に配慮し、応接セットを備えたり、照明や内装を改善した部屋を利用できるようにしたりするとともに、全ての警察署に被害者用事情聴取室

を整備している。

また、犯罪被害者等は、警察署や交番等に立ち入ること自体に抵抗を感じる場合もあることから、犯罪被害者等の希望する場所に機動的に赴き、犯罪被害者等のプライバシー保護等に配慮しながら事情聴取や実況見分等を行うことができる被害者支援用車両を導入し、犯罪被害者等からの相談対応や届出の受理、事情聴取等に活用している。さらに、公共施設、ホテル、大学等の警察施設以外の相談会場の借上げも行っている。

### 犯罪被害者等のための待合室



提供：法務省

### 被害者支援用車両内の様子（模擬）



## (6) 検察庁における犯罪被害者等のための待合室の設置

### 【施策番号124】

法務省においては、被疑者等の事件関係者と顔を合わせたくないという犯罪被害者等の心情に配慮し、その精神的負担を軽減するため、令和3年度に建て替えが完了した検察庁の3庁舎に被害者専用待合室を設置した。今後、4年度に建て替えが完了する見込みの検察庁の6庁舎についても同室を設置することとしており、未設置の検察庁についても、スペースの有無、設置場所等を勘案しつつ、同室の設置を検討していく。